

令和6年1月22日 公告

港区安治川突堤北岸壁補修工事(その3)

特記仕様書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
特記仕様書 第2項 1 補修工 15)	<u>水中不分離性コンクリートは上部コンクリート下部に十分充填されたことを確認するまで連続して打設すること。なお、水中部では原則として打継目を作らないこと。</u>	<u>水中不分離性コンクリートは原則として、上部コンクリート下部に十分充填されたことを確認するまで連続して打設すること。</u>

13) 使用するコンクリートの品質は下表のとおりとすること。

コンクリートの種類	水中不分離性コンクリート
呼び強度	24N/mm ²
スランブフロー	45～55 cm
粗骨材の最大寸法	20 mm
セメントの種類	高炉セメント B 種
骨材の種類	粗骨材：JIS A 5308 附属書 A に適合するもの
	細骨材：JIS A 5308 附属書 A に適合するもの
最大水セメント比	50%
空気量	4%
骨材のアルカリシリカ反応性による区分	JIS A 5308 附属書 A 表 A.1 の区分 A
混和剤の種類	AE 剤又は AE 減水剤
水中不分離性混和剤	JSCE-D104 に適合するもの

14) コンクリートの強度が材令28日より難い場合は、推定値としての強度を確認すること。なお、推定強度の算定は事前に監督職員の承諾を得なければならない。

15) 水中不分離性コンクリートは上部コンクリート下部に十分充填されたことを確認するまで連続して打設すること。なお、水中部では原則として打継目を作らないこと。

16) 目地材の材質は遷青繊維質系(厚さ1cm)とするが、使用に先立ち監督職員に承諾を得ること。

17) 本工事に伴い発生した廃棄物(カキ殻等)については、大阪広域環境施設組合舞洲工場に搬入、処分すること。また、実績に基づき設計変更の対象となる場合があるため、処分実績を監督職員に報告すること。

18) 型枠支保の施工に先立って、計画図を作成し監督職員の承諾を得ること。

19) アルミニウム合金陽極の製作取付に先立ち、陽極の規格及び数量計算書・耐用年数計算書・配置図・取付要領並びに仕様書等を提出し、監督職員の承諾を得ること。

20) 電気防食の条件は下表のとおりとする。

項目	規格値	
海水比抵抗値	70 Ω・cm	
防食電流密度	鉄筋Co被覆部	0.013A/m ²
	海水中	0.130A/m ²
	石積中	0.065A/m ²
	海土中	0.026A/m ²
耐用年数	20年	

21) 陽極取付後、防食電位に達するまで各部電位測定を継続し、もし不十分であることが判明した場合は、受注者において取替及び不良個所の修正を行うこと。

13) 使用するコンクリートの品質は下表のとおりとすること。

コンクリートの種類	水中不分離性コンクリート
呼び強度	24N/mm ²
スランプフロー	45～55 cm
粗骨材の最大寸法	20 mm
セメントの種類	高炉セメント B 種
骨材の種類	粗骨材：JIS A 5308 附属書 A に適合するもの
	細骨材：JIS A 5308 附属書 A に適合するもの
最大水セメント比	50%
空気量	4%
骨材のアルカリシリカ反応性による区分	JIS A 5308 附属書 A 表 A.1 の区分 A
混和剤の種類	AE 剤又は AE 減水剤
水中不分離性混和剤	JSCE-D104 に適合するもの

14) コンクリートの強度が材令28日より難しい場合は、推定値としての強度を確認すること。なお、推定強度の算定は事前に監督職員の承諾を得なければならない。

15) 水中不分離性コンクリートは原則として、上部コンクリート下部に十分充填されたことを確認するまで連続して打設すること。

16) 目地材の材質は遷青繊維質系(厚さ1cm)とするが、使用に先立ち監督職員に承諾を得ること。

17) 本工事に伴い発生した廃棄物(カキ殻等)については、大阪広域環境施設組合舞洲工場に搬入、処分すること。また、実績に基づき設計変更の対象となる場合があるため、処分実績を監督職員に報告すること。

18) 型枠支保の施工に先立って、計画図を作成し監督職員の承諾を得ること。

19) アルミニウム合金陽極の製作取付に先立ち、陽極の規格及び数量計算書・耐用年数計算書・配置図・取付要領並びに仕様書等を提出し、監督職員の承諾を得ること。

20) 電気防食の条件は下表のとおりとする。

項目	規格値	
海水比抵抗値	70 Ω・cm	
防食電流密度	鉄筋Co被覆部	0.013A/m ²
	海水中	0.130A/m ²
	石積中	0.065A/m ²
	海土中	0.026A/m ²
耐用年数	20年	

21) 陽極取付後、防食電位に達するまで各部電位測定を継続し、もし不十分であることが判明した場合は、受注者において取替及び不良個所の修正を行うこと。